

令和4年2月1日

茨木市議会議長 殿

茨木市議会基本条例推進協議会

河 本 光 宏
福 丸 孝 之
畑 中 剛
上 田 光 夫
青 木 順 子
稲 葉 通 宣
長谷川 浩

茨木市議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）の検討結果報告について

茨木市議会基本条例第20条及び平成30年10月22日幹事長会決定「議会基本条例検証会議の設置及び運営について」に基づき設置された議会基本条例検証会議において、条例の検証結果が令和2年1月29日に報告された。

また、条例の検証過程において抽出された課題（具体策）について、具体的な取り組みが令和2年10月8日に提案され、同年10月13日の幹事長会において検討され、その提案に沿って進めることが合意された。

前期に取り組む具体策の検討結果については令和2年11月12日に報告された。

今期に取り組むとされた課題（具体策）の検討等については、令和3年3月24日の幹事長会において、幹事長会の下に、幹事長会の構成員からなる任意の茨木市議会基本条例推進協議会を立ち上げて進めていくこととした。

令和3年4月5日から、延べ18回の議会基本条例推進協議会を重ね、検討作業を行い、合意された具体策を報告する。

内容を勘案し、今後、継続して実行されるよう求める。

[添付資料]

検討過程で抽出した課題（具体策）に対して合意した検討結果

以上

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。</p>
<p>課題</p>	<p>○会派に所属しない議員の合意形成方法について課題がある。</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○会派に所属しない議員の合意形成方法を検討する。</p> <p>[令和3年9月までの目標] 議会基本条例の検証過程で抽出した課題等の具体策を検討する際に行ったような、報告と意見交換を適宜実施することにより、合意の形成に努める。</p>
<p>検討結果</p>	<p>課題等の具体策を検討する幹事長会・議会基本条例推進協議会、議会運営委員会、議会広報委員会での検討過程において適宜、会派に所属しない議員に対しても、経過の報告や意見交換を行い、出された意見についても協議を重ねる。</p>

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。</p>
<p>課題</p>	<p>○特別委員会等、会派に属さない議員の活動機会の保障（全議員の活動の公平性）</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○会派に所属しない議員の現在の特別委員会への委員外議員としての参加を試行する。試行後に、特別委員会委員のあり方を検討する。</p> <p>[令和3年9月までの目標] 会派に所属しない議員の現在の特別委員会への委員外議員としての参加を試行し、活動の機会を増やす。</p>
<p>検討結果</p>	<p>委員外議員としての出席を試行するに当たって、次の事項を踏まえることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回は試行として行い、制度ありきの取り組みではないこと。 ・北部地域整備対策、市街地整備対策、市民会館跡地等整備対策の3特別委員会に限定すること。 ・試行期間は、令和4年1月までとすること。 ・状況に応じ、途中で協議の上、見直しもあること。 ・委員外議員の参加は、1特別委員会につき1人とすること。 ・特別委員会内で質問時間の割り振りが提案された場合は、応じること。 ・委員会冒頭、委員外議員の発言の許可について諮ること。

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(会派) 第9条 議会の会議における質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。</p>
<p>課題</p>	<p>○インターネット中継と関連し、円滑な質疑応答等の課題について検討する。</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○理事者の自席発言により、より円滑な質疑応答ができると考えられることから、それが、インターネット中継上、技術的に可能かどうかを確認し、円滑な質疑応答に向けて検討する。</p> <p>[令和4年1月までの目標] 技術的に可能かどうかを確認し、具体的に検討ができるようにする。</p>
<p>検討結果</p>	<p>○理事者の自席発言が、インターネット中継上、技術的に可能であることが確認できたことから、議会運営委員会で具体的に検討が進められるように手続きを行う。なお、実施時期については、新型コロナの感染対策の関係も含めて検討を行うことが望ましい。</p>

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(議長の責務) 第11条 議長は、議会を代表し、公正で効率的な議会運営に努めるものとする。</p>
<p>課題</p>	<p>○議長等による中長期的な視点での取り組みができているか。</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○幹事長会の下に、議会基本条例推進協議会を設置し、課題や取り組むべき具体策等について、優先順位・スケジュールの策定による進捗管理を行いながら協議を重ね、成案は幹事長会で決定する仕組みを構築する。</p> <p>[令和4年1月までの目標] 前年からの申し送り事項、議会基本条例の検証過程で抽出した課題等の具体策、新たな課題について、仕組みを活用しながら取り組みを進める。幹事長会で決定した項目については、議会運営委員会等への分担・協力も求め、実施に向けて推進する。</p>
<p>検討結果</p>	<p>今任期の1年目には、前年からの申し送り事項、議会基本条例の検証過程で抽出した課題等の具体策、新たな課題について、今任期中の取り組みをスケジュール化する。</p> <p>長期的な視点では、研修会等の活用、議会活動の活性化、今任期中の議会基本条例の検証等を踏まえ、方向性等を協議する。</p>

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(常任委員会の活動) 第13条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。 2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。</p>
<p>課題</p>	<p>○常任委員会の機能が十分に発揮されるように取り組む必要がある。</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○事務調査や議員間討議の充実を検討する。</p> <p>[令和4年1月までの目標] 各常任委員会で検討するとともに、並行して、幹事長会でも検討する。なお、幹事長会での検討においては、常任委員会から政策立案(条例提案)がなされた場合の取り扱いや、その他常任委員会以外の充実も含めて検討も行う。</p>
<p>検討結果</p>	<p>○常任委員会において、学識経験を有する者等を活用した勉強会を積極的に行う。</p> <p>○常任委員会における勉強会を議会研修会と位置付け、全議員を参加対象として行う場合に、各常任委員会が2万円を上限として議会報償費(講師謝礼等)を活用できることとした。</p> <p>○常任委員会から政策立案(条例提案)がなされた場合、議会の合意形成を目的に、常任委員会は幹事長会と連携する。</p>

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(議案等の調査及び研究) 第14条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。</p>
<p>課題</p>	<p>○学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用できるよう検討する必要がある。</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○委員会において、閉会中も含めた活用を検討する。 [令和4年1月までの目標] まずは、学識経験者の活用を具体化する。</p>
<p>検討結果</p>	<p>○委員会において、学識経験を有する者等を活用した勉強会を積極的に行う。</p>

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(議会図書室の充実) 第16条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>
<p>課題</p>	<p>○図書の管理、運営の方法をさらに検討する必要があると考える。</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○取組項目の検討、先進事例の調査、専門家やタブレット端末の活用により、充実を図る。</p> <p>[令和4年1月までの目標] 議会広報委員会により、図書、資料等の選定の仕組みを検討、実施し、その上でさらなる展開を検討する。</p>
<p>検討結果</p>	<p>○議会広報委員会により、図書、資料等の選定の仕組みを検討し、実施中。さらなる展開を検討する。</p>

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(議会事務局の調査・法務機能の充実) 第17条 議会は、議員の立案能力等の向上を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>課題</p>	<p>○議会としての政策立案に向けて、さらに充実を図っていく必要がある。</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○議会（議員）による政策立案、政策提言を補佐するため、議会事務局の政策法務能力の向上並びに体制の充実強化を図る。</p> <p>[令和4年1月までの目標] 議会事務局の政策法務能力の向上並びに体制の充実強化が図れるよう具体的に方向性を検討する。</p>
<p>検討結果</p>	<p>○職員個々の調査及び法務能力向上を目指し、事例研究を取り入れた手法等を用い、職員としてのスキルアップを図る。</p> <p>○事務局内の機構の見直しとして、事務局組織内部を統括化し、グループ制を導入し、縦割り意識の解消を図る。</p> <p>○組織名称を「議会事務局」から「議会局」に改め、議員と事務局職員とが協働して議会改革や政策立案に取り組む機運の高揚を図る。</p> <p>○機構の見直しに向け、事務局内での現状把握や課題の洗い出し、機構改革担当課との調整等、協議を重ねる。</p>

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

<p>条文</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則、議会運営のあり方等を定めることにより、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会を実現し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(継続的な検討) 第20条 議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、議員の任期中に、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>課題</p>	<p>○「議会の活性化」を条文ごとに具体的に検討する。</p>
<p>具体策および 検討目標</p>	<p>○条例を検証し、適切な措置を講じる。 ○議員の任期中に検討を加える。</p> <p>[令和4年1月までの目標] 今任期中に条例を検証する方向性を検討する。</p>
<p>検討結果</p>	<p>○検証開始時期は、今任期のおおむね3年目とする。</p>